

# 観世長俊の神能

— 廃曲「厳島」「老子」を中心に —

一、はじめに

観世音阿弥の孫で能作者として著名な観世弥次郎長俊（二四八八—一五四一<sup>(1)</sup>）の直談の筆録で、室町後期の能作者に関する第一級資料とされる『能本作者註文』（増補国語国文学研究史大成8『謡曲 狂言』）によると、長俊自身の作品は全部で二十五番（うち現存曲は十八番、七番が散逸）である。それらは大きく以下の

舞事・勳事	ツレ（後）	ツレ（前）	テ（後）	テ（前）	
龍神の舞勳 （カケリ <small>（注記のある本あり）</small> ）	龍神	童子	厳島明神 （弁財天）	女人	厳島
	龍神・龍女 が舞うか	龍女	志賀の明神	老人	異国退治
龍神の舞勳 （金 <small>（注記）</small> ）	天女の舞	弁財天	五頭龍王	漁翁	江ノ島
大神の舞勳 （中の舞）	天女の舞	若い社人	杵築大神	老社人	大社
	天女の舞	天女 <small>（前シ）</small> テと同体	老子	天女	老子

五つに分けることができる。

- ① 神能 「大社」「江乃嶋」「異国退治」「厳島」「老子」
- ② 斬組物 「正尊」「廣元」「親任」「岡崎」
- ③ 異類退治物 「輪藏」「花軍」「河水」「みうへが嵩」「降魔」  
「呂后」「葛城天狗」「長興寺」
- ④ 妄執物 「椀塚」
- ⑤ 散逸曲 「木玉」「惟春」「師義」「尊志」「千手」「龍王」「鐘楼」

この中の①の神能作品の曲ごとの特徴を表にすると上記の通りになる。

長俊の神能作品五曲のうち、「異国退治」「江ノ島」「大社」の三曲（うち「異国退治」のみ廃曲）は、鬼神系の後シテが、後ツレの天女を伴う形の、世阿弥よりも後の時代になって多く作られた、いわば「後ツレ天女型」である。以上三曲は前場に天女及びその化身は登場しない。一方、この型に当てはまらない神能作品「厳島」「老子」の二曲（ともに廃曲）は、天女の出る曲ではあ

江 口 文 恵

るが、素材や構成において特殊な面を持つている。「蔽島」と「江之島」「大社」は、後場ではまず天女が出てきて（舞）を舞い、そのあとに龍神が（早笛）の囃子で登場して（舞動）を見せるといふ共通の展開を有しているが、「蔽島」のみシテが天女である。また長俊作ではないが、「蔽島」「江ノ島」と同じく弁財天の出でくる「竹生嶋」の後場でも弁財天（後ツレ）が初めに登場して（天女の舞）を舞い、その後龍神（後ツレ）が（早笛）で登場し、（舞動）を舞う、という順序で展開される。このいわば「定型」の展開に沿ってはいながらも、「蔽島」が後シテを天女とし、前シテに女（天女の化身）を出したのは、前場にも女体を出すことにこだわっていたからではないだろうか。「老子」の前・後場ともに天女を出す演出もこれに共通する。また、「蔽島」「老子」ともに、詞章に難解な語が頻出するなど、謡として問題点も多く孕んでいる。本稿では、この二曲が有する特殊かつ難解な部分に焦点を当て、長俊の模索や長俊作品の特徴の一端について論じていく。

## 二、「蔽島」の改作をめぐって

「蔽島」には三種類の本文が現存しており、最低二度の改作が行われていることが分かる。作者付を見ると「能本作者註文」では「蔽島」は長俊作とあるが、「いろは作者註文」では作者不明としてあり、田中允氏は「未刊謡曲集 二十一」解題において、「いろは作者註文」のこの記事から、作者不明の古作蔽島を長俊が短く切りつめたのではないかと論じているが、「能本作者註

文」が長俊本人の聞書である点と、「いろは作者註文」が「能本作者註文」を参照しながら編纂されていく過程で、「蔽島」の作者名が脱落したと考えるのが自然であるという点から考えて、長俊原作の作品であると考えるのが妥当である。また現存する改作後の本文はすべて江戸期以降のもので、古いものが見当たらないので、長俊自身の関与の可能性は薄い。以下に三種類の本文それぞれの概要を示す。

### (一) I型

最も古く、原形を留めていると考えられる本文である。前場が極端に長く、それに対して後場は短い。

〔構成〕（松井文庫蔵妙庵玄又手沢本を底本とし、舞事等の演出事項は同系統の観世文庫蔵具引料紙小型帖装本で補う。）

1 「次第」〔名ノリ〕〔サシ〕〔上ゲ哥〕 旅の僧（ワキ）が安芸国蔽島を訪れる。

2 「一セイ」〔次第〕〔サシ〕〔下ゲ哥〕〔上ゲ哥〕 女（前シテ）と童子（前ツレ）が現れ、夕方になる。

3 〔 〕 女が経文を唱える。

4 「掛ケ合」〔上ゲ哥〕 僧と女が出会う。女人成仏・法華経についてのやりとり。

5 「クリ」〔サシ〕〔クセ〕 女は法華経について語る。

6 「ロンギ」〔中入〕 女は自分が龍女であることをほのめかして消える。

7 〔 〕〔一セイ〕〔舞〕 蔽島明神（後シテ）が現れ、舞を舞う。

8 「掛ケ合」□□ 「フリ地」 人々は明神の姿に感動する。

9 「フリ地」 竜神（後ツレ）も現れ（ここで竜神の〈舞働〉があるか）、夜が明ける。

(二) II型

最初の改作による形である。前場はI型を省略した形で、分量を減らしている。後場はI型の内容は意識されてはいるが、全くの別文になっていて、分量も増えている。版本が祖本であるため、最も諸本の数が多い。

〔構成〕(元禄二年正月林和泉掾本を底本とする。)

1 「次第」 「名ノリ」 「サシ」 「上ケ哥」 旅の僧（ワキ）が安芸国厳島を訪れる。

2 「二セイ」 「次第」 「サシ」 「下ケ哥」 「上ケ哥」 女（前シテ）と童子（前ツレ）が現れ、夕方になる。

3 「掛ケ合」 「上ケ哥」 僧と女が出会う。女人成仏・法華経についてのやりとり。

4 「クリ」 「サシ」 「クセ」 女は法華経について語る。

5 「ロンギ」 〈中人〉 女は自分が龍女であることをほのめかして消える。

6 「上ケ哥」 □□ 僧は奇特を見ようとそのまま待つ。

7 「二セイ」 「フリ地」 「フリ地」 厳島明神（後シテ）が現れる。

8 「フリ地」 〈舞〉 「フリ地」 〈カケリ〉 明神は人々の前で、舞を舞う。

9 〈早笛〉 「フリ地」 〈舞〉 龍神（後ツレ）も現れ、舞を舞う。

10 「フリ地」 夜が明ける。

(三) III型

II型にもとづいてさらに省略したもので内容はII型にはほぼ同じ。I型との直接関係はないと思われる。詳しい型附のある伝本があるので、上演を前提に改変されたものであろう。

〔構成〕(天理大学蔵番外謡本集を底本とする。)

1 「次第」 「名ノリ」 「サシ」 「上ケ哥」 旅の僧（ワキ）が安芸国厳島を訪れる。

2 「二セイ」 「次第」 「サシ」 「下ケ哥」 「上ケ哥」 女（前シテ）と童子（前ツレ）が現れ、夕方になる。

3 「掛ケ合」 「上ケ哥」 僧と女が出会う。女人成仏・法華経についてのやりとり。

4 「クリ」 「サシ」 「クセ」 女は法華経について語る。

5 「ロンギ」 〈中人〉 女は自分が龍女であることをほのめかして消える。

6 「上ケ哥」 □□ 僧は奇特を見ようとそのまま待つ。

7 「二セイ」 「フリ地」 「サシ」 厳島明神（後シテ）が現れる。

8 「フリ地」 〈舞〉 「フリ地」 〈カケリ〉 明神は人々の前で、舞を舞う。

9 〈早笛〉 「フリ地」 〈舞〉 龍神（後ツレ）も現れ、舞を舞う。

10 「フリ地」 夜が明ける。

次に、I→II→IIIと段階を経て改作されていった過程について述べる。

(甲) I型からII型への改定例(底本はI型が松井本、II型は林和泉據本。表記は底本のままとする。漢字を当てる場合はもとの表記を振り仮名で補った。濁点は私に付す。明らかな誤脱を他本にて訂正する場合は亀甲括弧で括った。句読点は定律の部分は音数律に従い、そうでないものは底本に従った。)

A. 詞章の削除の例

・I型第3段「□」を全文削除(II型にこの小段なし)

「□」南無や大聖釈迦如来、聞法隨喜のくりきにこたへて、無始よりつめる罪報をめぐし、仏所にむかへおはしませ、南無妙法蓮華、經典に愚身をまかす、願以此功德普及於一切、我等与衆生皆共成仏道えせしめおはしませ

・I型第4段「掛ヶ合」(II型では第3段)を法華經の引用部分を中心に省略する(以下一部抜粋、傍線部が削除された箇所)

(中略) フキカ、ル 仏のほとけをえ給ふ事も、此妙法を師とましくて、爰にて阿耨羅をえ給ひ皆般涅槃したまへり「正法花法のひらけて(後)は、異説を更に引べからず、釈迦牟尼佛は但樂受持」大乘經典乃至不受、余經一偈と説かせ給ふ、そのうへ若以小乘(化)、乃至於一人我則墮墮貧、いかでかあらそひ給ふべき「げによくしろしめされたり、御心をみんとろんせしまで也、いかでか法花をそむけ申さむ、西方淨土の弥陀如来、正覺をとらせ給ふとも、正教説は妙法蓮華、衆生濟度し給ふも、唯除五逆誹謗正法其外諸仏妙法ならで、いづれの法にか正覺し給ふ」法を

聞て歡喜しほめて、乃至一言もおこさば、三世の諸仏をくするになりぬ、(以下略)

・I型第5段「クセ」(II型では第4段)の後半部分を削除する(傍線部はI型からII型への改作の過程で削除された部分、なお点線部はII型からIII型への改作の過程でさらに削除された部分)

5 「クセ」フクセ「かたじけなしや釈尊、無始廣劫の其間、衆生ことごとく、此三界に流轉して、三惡道に迷するを、皆仏道にむかへんと。種々の方便御思惟、難行苦行積功、累徳妙典の説の爲、もし人此經を受持すれば、其人を負ひ担ひ、險難を救ひ給ふなり、おもへばなみだの、たましあもさえて有難や。シテ上「世尊仏をえ給ひて、施「無量百千万億載、阿僧祇劫の昔より、仮の名字をあらため、八千度迄往来し、不惜身命ましくて、今此法を説給ふ、あらゆる諸仏の所有の法、自在神力秘要之蔵、皆妙法にしめし給ふ、諸經中王三説に、最爲第一なるべし、爾前は花嚴阿含方、等般若の余經をば、方便の經と捨て給ひ、十方仏土には、たゞ一乘の御法のみ、有難やく、一度此法をうくる者、成仏せずといふ事は、あらがねの土も木も、皆仏道にいたらん。

傍線部冒頭の「爾前は花嚴阿含方、等般若の余經をば」は、意味を考えると、「方等」と続けたほうが良いが、平ノリの謡であるので音数律を重視し、このように読点を施した。意味上の切れ目と音数律上の切れ目が一致しない難しい謡である。この部分を削除することで、結果的に謡として簡単なものになる。

以上のような詞章の削除が特に頻繁に行われている。これは特に前場が極端に長い場合、きりつめることで簡略化をはかる、法華經の經文の部分を中心に難解な詞章を省くことで、わかりやすくする、などの効果がある。

B. 詞章の書き換えの例

・シテの中入及び後シテ登場の部分（後掲詞章参照）

①「ロンギ」の最後を「光も清き玉の戸を、押あけて入給ふ。玉の戸を明て入り給ふ」と書き換える。

②I型で「ロンギ」の直後にあった法華經「□」の文句を削除し、II型ではかわりに別の法華經の文句を入れ、「ロンギ」と「□」の間に「上ゲ哥」を入れる。

③I型第7段「(一七)イ」の詞章を、II型第6段では「上ゲ哥」(待謡)に換え、「(一七)イ」は第7段に別に設ける。

〔I型〕(点線部はII型で削除された部分)〔II型〕

6 「ロンギ」<sup>ロンギ地</sup>「げに頼たのも

もしや照らす日の、光も同

同じ世に出て、生死長夜

の闇を破し、衆生を照らし給ふなり、シテ「妙なりや、

此妙典を身にうけて、只一念も随喜せば、須臾聞

之即特、成仏の御法なるべし、<sup>地</sup>「御法を知るも

5 「ロンギ」<sup>ロンギ間</sup>「げに頼たのも

もしや照す日の、光も同

じ世に出て、生死長夜の

闇を晴し、衆生を照らし給ふなり、シテ上「妙なりや、

此妙典を身に請て、只一念も随喜せば、須臾聞之

即特、成仏の御法成べし、<sup>地</sup>「御法を知るも知らざ

知らざるも、悟れるも迷

へるも、同一鹹味成とかや、<sup>シテ</sup>「十界ともにひとしく、

真仏衆生異ならず、圓頓

ふしぎの、妙法をたもち

給へや、<sup>地</sup>「たもつ心の

清ければ、持戒毀戒を嫌

はず、正見邪見隔てなく、

等雨法雨と説き給ふ、<sup>シテ下</sup>

「五逆の調達も、八

さいの龍女も、ともに成

道なるとかや、<sup>地</sup>「有情

非情も諸友に、もる、方

なきこの教へ、<sup>シテ</sup>「まれ

にも値遇のものあれば、

<sup>地</sup>「三世の諸仏は、皆こ

とくく称嘆し、<sup>①</sup>「はや

仏道に至りたりと、歡喜

の御なみだ、せきあへさ

せたまはず。

〔中人〕

7 「□」<sup>後シテ</sup>②「如我昔所願、

今者已満足。」<sup>後シテ上</sup>③「法の

るも、悟れるも迷るも、

同一鹹味なるとかや、<sup>シテ</sup>

「十界ともに等しく、心仏

衆生異ならず、圓頓ふし

ぎの、妙法をたもち給へや、

<sup>地</sup>「有情非情も諸共に、

もる、<sup>かた</sup>②「此

稀にも値遇のものあれば、

回「三世の諸仏は、皆こ

とくく称嘆す、<sup>①</sup>「有難

の御法やと、夕の月も照

そひて、光りもきよき玉

の戸を、押あけて入給ふ、

玉の戸を明て入り給ふ。

〔中人〕

6 「上ゲ哥」<sup>上哥</sup>③「猶も奇特

を見るべしと、く、法

の夜聲も月更て、<sup>地</sup>「身

の毛もよだち感涙も、衣

の裏の玉やらん、く、<sup>上地</sup>②

「於我滅度後應受

持此經、是人於佛決定

無有疑。」<sup>シテ</sup>③「あら

夜聲も月更て、<sup>ニ</sup>「身の  
毛もよだち感涙も、衣の  
うらの玉ならん。」

有がたや法花の功德、此  
妙法蓮華經者、<sup>地</sup>「本地甚  
深之奥藏也、<sup>シテ</sup>「三世如  
來、之所證得。」

この書き換えは、中入で「消える」ということを詞章でもあらわし、ここで中入するということを明示し、I型にはなかつた待謡を付けることで、二場物としての形を整えている。

### C. 詞章の増補の例

・「光のやはらぐ乙女の姿」「三十二相嚴島の嚴島女」(以上II型第7段、「天女は月の…」(II型第10段) など、I型にはないシテについての描写を増補。

・I型には「龍神八部」(第8段)のみだった龍神についての主語を、「八大龍王」(II型第9段)、「龍神」(II型第10段)など、言葉を変えて付加。

特に後場にみられる改定パターンである。短い後場が量的に増えるだけでなく、説明不足の詞章がわかりやすくなっている。また龍神が登場してからの部分を引き延ばすことで、見せ場が増えている。

### (乙) II型からIII型への改定例 (III型の底本は天理大学本)

#### A. 詞章の削除の例

a. 大きな削除 (傍線部が削除された部分)

・第7段「ノリ地」…地謡の詞章すべて、及びシテの謡の一部を削除 (III型ではシテ謡のみの「サシ」に改定される)

「ノリ地」<sup>シテカケル</sup>「我海漫の、うろくづに、結縁をなし、地をしめて、衆の三毒の、苦にかはり、三熱のくるしび、隙なき所に、末法唱導、蓮士大士、唯常宣説、妙法蓮華經、只一念の、信解より、忽蛇鉢の、醜陋を变じ、三十二相、嚴嶋の、嚴島女とは、御覽ぜよ、<sup>上地</sup>「有がたや、諸仏世に、出給ふ事、はるかに遠して、値遇する事難し、<sup>シテ</sup>「縦世に、出給へ共、此法を讀給ふ、事又難し、<sup>地</sup>「無量無數劫、聞是法亦難、<sup>シテ</sup>「よく此法を、きく者此人、又々難し。」

b. 小さな削除

・第3段「掛ケ合」

(例) ① <sup>シテ調</sup>「中くなれや此妙法は、三世の諸仏出世の本懐、衆生成仏の直道たり、爾前に成仏なき事は、女に限らず何ものか、余経にをひては得道有し (III型ではこのシテの詞全体をそのまま削除)

② <sup>ワキ</sup>「所住の所もしは園 <sup>シテ</sup>「もしや木の本林の中 <sup>ワキ</sup>「或は曠野へ <sup>シテ</sup>「又は山谷 <sup>ワキ</sup>「まさに知べし <sup>シテ</sup>「此所

は (III型では傍線部を削除)

II→IIIへの改定には、I→IIへの改定ほどの大幅な改定は見られない。構成などはほとんど変えずに、削除が可能な箇所については極力切りつめて、少しでも短い詞章にしようとする意図がみてとれる。III型の詞章は、ひたすら簡略化のみを狙ったものだと考えよう。

### (四) IV型の想定

「厳島」は早くに廃曲となったと考えられるが、伊達文庫蔵「御能御雛子組」によると宝永五年（一七〇八）八月十一日、江戸城において「厳島」上演の記録が見える。徳川綱吉・家宣時代には廃曲、稀曲を上演することが多かったという。この時の演目には「皇帝・実盛・さいほう・天鼓・舟橋・枕物くるひ・玉鬘・悪太郎・自然居士・厳島」(ゴシツク体は狂言)の能七番狂言三番で、「厳島」は最後に上演されている。同時期に鳥取藩でも「厳島」が数回上演されており、その記録のうち、正徳二年（一七一〇）二月三日、江戸藩邸において演じられた時も、「厳島」が最後の演目であった。最後に上演されるということは、第1段のワキ登場のあと、すぐに後シテが登場する形式の、半能(祝言能)形式ⅡⅣ型で上演されたという可能性を示唆する。当時のこのような稀曲上演には、版本の存在が密接に関わっていて、版本所収の稀曲を取り上げて復曲させる傾向にあった。表章氏の、「内百番外百番のほかに、三百番本・四百番本・五百番本も刊行されており、稀曲の詞章は容易に得られた。番外謡本の刊行自体が綱吉の稀曲好みの反映らしい。」(前掲注(4)表氏論文)とのご指摘をも参照すると、「厳島」のⅣ型形式も、版本に収められているⅡ型の詞章にもとづいて作られたものであると想定できる。

Ⅱ型にもとづいたⅣ型があるとすれば、構成は以下のような  
ろうか。

1 「次第」「名ノリ」「サシ」「上ゲ哥」 旅の僧(ワキ)が安芸国厳島を訪れる。

2 「上ゲ哥」 □ □ 僧は奇特を見ようとそのまま待つ。

3 「(二セイ)」「フリ地」「フリ地」 厳島明神(後シテ)が現れる。

4 「フリ地」(舞)「フリ地」(カケリ) 明神は人の前で、舞を舞う。

5 「早笛」「フリ地」(舞) 龍神(後ツレ)も現れ、舞を舞う。

6 「フリ地」 夜が明ける。

長後の原作であろうⅠ型には、前場と後場の分量的バランスの悪さ、難解な詞章、後半における説明不足など、様々な問題があり、実際に演能するには無理がある。改変を重ねて短くなったことよって、初めに演能可能な作品になったと言える。一方、現行曲の「江乃島」「大社」は現行の謡本(観世流大成版による)と長後本の写しであるという奥書を持つ観世元頼節付本(「江乃島」は東京大学史料編纂所蔵、「大社」は早稲田大学演劇博物館蔵)との間にほとんど異同が見られず、長後の原作の形をそのまま現行謡本が受け継いでいる。この二曲とは対照的に、廃曲「厳島」は、作者長後の手を離れてからも数回にわたる改作を経なければ、上演に至らない程の難しい作品であったのであろう。それは法華経の引用を中心に詞章が構成されていくことによるものが大きく、大半の表現において典拠から離れようとしめない。特にⅠ型第4段「掛ヶ合」は、詞章全てが法華経の引用文と言っても差し支えないほどである。そのため、「厳島」の詞章は難しくもあり、また硬さも感じられる。この典拠そのままの文章ともいえるべき詞章に、長後の特徴が大きく表れている。扱う素材(典拠)に大きく寄りかかりながら作品を構成することで、独自性を打ち出して

いたのではないだろうか。

### 三、「老子（重耳）」の特性

老子説話を能に仕立てた「老子」も「嚴島」と同じ番外曲である。唯一の伝本である観世文庫蔵茶色表紙番外謡本には内題・外題ともに「重耳（但し内題の下には小さく「老子トモ」と注記あり）」とある。これは「名は重耳字は伯陽」（第6段）の詞章によるものだと思われるが、「神仙伝」の老子の項に同文があるので、「老子」の別名としては間違いない。内容も老子が活躍する能であるので、これが「能本作者註文」の「老子」と同曲であると考えてよい。

〔構成〕（観世文庫蔵茶色表紙番外謡本を底本とする。）

- 1 「名ノリ」 尹喜（ワキ）は東方に瑞相を見る。
- 2 「二セイ」「掛ケ合」「上ゲ哥」（中入） 天女（前シテ）が現れ、老子に会うようお告げを授け、天に帰る。
- 3 「掛ケ合」「二セイ」「上ゲ哥」 尹喜は老子が来るのを待つ。
- 4 「サシ」□□「フリ地」 老子（後シテ）がやって来る。
- 5 「掛ケ合」「二セイ」「フリ地」 尹喜は老子に会い、教えを乞う。老子は道德経を授けることにする。
- 6 「掛ケ合」「クリ」「サシ」「クセ」 老子は自身のこれまでを語る。

7 「掛ケ合」「フリ地」 老子は道德経をすべて授け、帰ろうとする。

8 「フリ地」 天女（後ツレ）が再び現れて、舞を見せる（後

ツレの舞事があるか）。

前場から天女が登場し、奇特を見せて消え、後場で再登場して舞う姿をみせる。本来なら化身が登場すべき前場にいきなり本体の女神を登場させるのが本曲の見せ場の一つであろう。

後シテの老子は中国の伝説上の人物であり、現実離れた年輪ではあるが、この能の中では化身の必要のない現在体のシテである。しかし、詞章を検討していくと、①後場の冒頭の第3段で待謡を謡う点、②「変化無尽の奇特を見せんと」（第7段）、「伯陽はこのとき、又座をたち、給ひ、威光も天地に充滿る」（第8段）など、老子が奇特を見せる点、③「光をあらそふ、伯陽、末代迄社、残りけれ」に見えるように老子を讀えている点などにより、老子が他の神能と同じく神体のシテとして扱われている、老子を神格化していることが見て取れる。中国の伝説上の人物を神能に取り入れ、生きたまま神格化してしまう点に斬新さを感じられる曲である。能の典拠としては、「史記」「神仙伝」などの漢籍を能役者である長俊が直接見ているとは考えにくく、恐らく別の形の資料があったと考えられる。但し、長俊作品には「呂后」「河水」など、ほかにも中国を舞台にした曲が現存する。「呂后」に関しては王冬蘭氏が「前漢書平話」との細密な比較を行った上で、直接関係については保留しながらも、「呂后」の原典は「前漢書平話」であると言及している。「河水」の典拠に関しては、竹本幹夫氏が「西域記」から展開した末流の説で、「体源抄」のごとく和文化されたものであったかと推測されている。<sup>(8)</sup>「老子」についても「河水」と同じようなことが言えまいか。原



拠となる「史記」「神仙伝」「道德経」などと能「老子」との間をつなぐ二次的資料があったのではないだろうか。

「老子」についての演出資料・演能記録は管見に入らなかつた。写本が一本現存するだけで、版本にも入らなかつたせいとか、綱吉・家宣時代の稀曲上演ブームの際も注目されなかつたのだろう。ほとんど知られることのないまま現在に至つた能だと言えよう。

#### 四、若年期作品の可能性

「老子」の唯一の伝本である観世文庫本の奥書には「永正三年卯月朔日 観世小次郎信光在判 元禄元十月十一日 以信光在判之本写之 夕佳亭散人」とある。この奥書が正しいものだとすれば、「老子」は永正三年（二五〇六）には成立していたことになるので、長俊が遅くとも一九才で作つた若年期の作品ということになる。さらに、父信光の署名を有する謡本が存在したことになるので、信光が息子の作品に手を入れ、この曲の成立に深く関わつていた可能性をも持つのである。

「蔽島」「老子」の二曲に共通するのは、構成上のバランスが悪い点である。「蔽島」のⅠ型は前場が非常に長く、逆に後場は極端に短くて説明不足である。これは第２段から中入までの詞章が、終始一貫法華経と女人成仏について語る詞章であり、至る所に法華経の経文がちりばめられている。この法華経からの引用が長すぎるために前場が肥大化している。「老子」の場合は、前場は第1・2段のみで、後場が長い構成である。これは老子が前場に出てこないことも要因の一つであるが、第5段の「老子」（道

徳経）三十九章の引用と十一章をアレンジした詞章、第六段における老子の生い立ちの語り、第七段の「老子」第一章・第四十四章・第六十四章の引用と、やはり後場の引用が長いことが大きい。そして、経文や漢籍をそのまま引用したために、「老子」も「蔽島」も、謡としてかなり難しいものになってしまつてゐる。特に、二で述べた「蔽島」のⅠ型第5段「クセ」の、意味上の切れ目と音数律上の切れ目が一致しない部分には、この傾向が如実に現れている。これだけ難しい詞章だと、両曲とも謡専用の作品として作られた可能性はないと言つてよいだろう。

このように、二曲ともバランスの悪さや意味の難解さという問題を孕んでいることから考えて、上演するにはかなり無理のある作品である。廢曲となつて現在に至るのもうなずける。もしこの二曲が初期に作られたとしたら、両曲に共通するこれらの問題点は、作者が若年ゆえの拙さであるとは言えまいか。例えば、先述の「蔽島」Ⅰ型における切れ目の不一致も、少し言葉を変えるなどすれば、克服できたはずの問題なのに、長俊がそれをしなかつたこともあつて、結果的に後世のⅡ型で当該詞章が削除されてしまつた。原作と思われるⅠ型における拙さを考えていくと、「蔽島」も「老子」と同じく長俊若年期の作品ではないかとの推測も立てられるのである。

「江ノ島」は、「蔽島」と同じく弁財天を扱つた能である。能楽研究所蔵日爪忠兵衛宗政手沢本「江ノ嶋」の奥書には「本云天文元壬辰年十月二日伊豆国於熱海湯治之時作之 観世弥二郎長俊 此本栖松之本ヲ写奥書如此在之 寛永廿癸未弥生下旬 日忠

兵衛」とある。右の本の奥書にある天文元年（一五三二）當時、長俊は四十四才である。また『実隆公記』天文三年正月十二日条には「観世弥二郎某、窪田同道、弥次郎修善寺一束・椎名納豆獻之、音曲一聲有興、江嶋弁財天猿楽作之、令見之」とあり、長俊が実隆に「江ノ島」を見せた記事が見える。長俊は天文十年までには没していると考えられる（前掲注（一）表氏論文）ので、「江ノ島」は比較的晩年の作品と考えてよい。また前掲の「能本作者註文」には大永四年（一五二四）の奥書があり、天文元年以前の成立ではあるが、「江乃嶋」は同書で長俊作の項で末尾に記載がある。この記載は増補と考えてよい。このことから考えて、「敵島」は少なくとも類曲の「江ノ島」よりも先に作られた可能性が高い。さらに「能本作者註文」成立年次を考慮に入れると、「敵島」の作曲時期の下限は大永四年（一五二四）以前と推定できる。長俊原作と思われる「敵島」のⅠ型では後シテの弁財天が詞章の中でばやけていたのに対し、あとから作られたであろう「江ノ島」では、後ツレの弁財天をより明確に描いている。この変化は晩年に至った長俊の成長のあらわれと考えてよい。しかし、典拠の扱い方等には共通するものが垣間見られる。小林健二氏は「江ノ島」が「江島縁起絵巻」に拠るものであることを指摘し、「それにしても、縁起の本文は難解な文句や文飾を含んだきわめて個人的な文章であり、これを丸取りするかたちで詞章を構成する本曲は、長俊の作品群の中でも異質と言えるかもしれない。」と述べているが、典拠を丸取りする手法は『道徳経』『神仙伝』等と原拠とする「老子」、法華経の経文を引用する「敵島」にもそれ

ぞれあてはまるものであり、長俊の作能法の一特徴ともいえよう。長俊作品の中で、現時点では典拠不明の作品でもこれから典拠がみつければ、この三作品と同じことが言えるかもしれない。

「老子」「敵島」は比較的早い時期に作られたためにいくつかの問題点を抱えており、そのため上演から遠ざかって、結果習作的なものとなってしまったのではないだろうか。そしてこの二曲に共通する問題点は、晩年期の「江ノ島」で克服されている。「老子」「敵島」は二作品とも長俊の試行錯誤の過程が現れている作品と言えよう。

## 五、おわりに

世阿弥よりも後の時代に多く作られる（改作も含む）「後ツレ天女型」を、観世弥次郎長俊もいくつか作っている。そのなかで、「敵島」では「女神物」（前シテの女が天女となって現れる）を作り、「老子」では、前場・後場の両方で天女が二度現れ、しかも前シテが後ツレにまわるなどという一風変わった形の神能も生み出している。また、長俊の作品の中に、天女（もしくは龍女）のでてこない神能はみられない。長俊は、「後ツレ天女型」という当時流行した一類型から外れることはあっても、天女という存在に対しては様々な形でアプローチしていった。「敵島」「老子」は長俊の神能における模索のあらわれであり、種々の先行作をふまえながらも新しい形を生み出していく試行錯誤であったのであろう。この模索は、初期の作品であろう「敵島」「老子」には前場に女体を登場させる点にあったが、二曲は習作となり得る程間

題点を多く含んでいた。そして年齢を重ねて「江ノ島」を執筆した最晩年には、前場に女体を出さずに、後場のみ天女を登場させる神能に変わっていった。長俊はこの時点で、天女の扱い方に關しては、この時代の流行でもあった「後ツレ天女型」を認めるといふ、一つの答えを導き出したのではないだろうか。

注(1) 長俊の没年については表章「室町期の観世座の「脇の為手」

(下)——観世長俊・観世元頼・観世四郎左衛門——(連載)『観世流史』十四「観世」二〇〇〇年二月号)の、「実隆公記」天文三年(一五三四)正月十二日条以後、長俊の記録が管見に入らない点、『観世日記』天文八年(一五三九)正月二十五日条に細川邸で観世大夫の代わりに長俊息観世小二郎元頼が舞ったという記載から、長俊はすでに引退したか死去していて、元頼の活動期であったと考えられる点等から、『四座役者目録』の天文十年(一五四)没説は採用すべきではなく、没年を示す場合は天文十年に「頃」や「？」を添えるべきだとこの指摘に従って、本稿では「一五四一年(?)」とした。

(2) 現存の「千手」とは別曲。現存曲の方は「能本作者註文」では「千手重衡」の曲で「金春禅竹力作」の項に見える。

(3) 同書にはII型の本文も取められており、二種類の「蔽島」を所収している。

(4) 表章「能の変貌」(『中世文学』第三十号、一九九〇年六月)

(5) 表章氏作成「江戸時代稀曲上演年表」(能楽研究所蔵)及び守隨

憲治「鳥取池田藩芸能記録の発掘」(『東京大学教養学部人文科学科紀要』第九・十三・十六輯、一九五六—一九五八年、田中貢

因州藩の能楽)(一九八七年五月、鳥取市社会教育事業団)

(6) 「蔽島」を取める版本には、底本とした元禄二年正月林和泉據本

のほか、元禄三年六月山本長兵衛外三十番本がある。林和泉據本とは別版であるが、同系統のII型の本文を所収。

(7) 王冬蘭「能「呂后」と『前漢書平話』」(『芸能史研究』第一〇二号、一九九三年一月)

(8) 竹本幹夫「観阿弥・世阿弥時代の能楽」(一九九九年二月、明治書院)四七五頁以下。

(9) 横道萬里雄・西野春雄・羽田昶「岩波講座能・狂言Ⅲ 能の作者と作品」(一九八七年一月、岩波書店)二八一頁以下。

(10) 小林健二「芸能圈のお伽草子——観世長俊作『江野島』と『江島縁起絵巻』——」(『国文学 解釈と鑑賞の教材』一九九四年一月号、学燈社)文学 解釈と鑑賞の教材 一九九四年一月号、学燈社)